

「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」改定（案）の概要について

1 経緯

- 平成27年3月17日 愛知県海岸漂着物対策推進協議会において8海岸を重点区域へ追加する計画改定案を審議した。さらに田原市からの宇津江地区の追加について相談があることを報告した。
- 平成27年8月17日 平成27年4月28日付けで田原市から宇津江地区の重点区域への追加依頼があり、同地区を追加した「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」改定（案）を協議会各委員へ送付。
- 平成27年8月20日 パブリックコメント実施  
～9月19日 （特に意見等は無かった。）
- 平成27年10月 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第14条第4項に基づき、海岸管理者及び海岸を有する市町村に意見照会

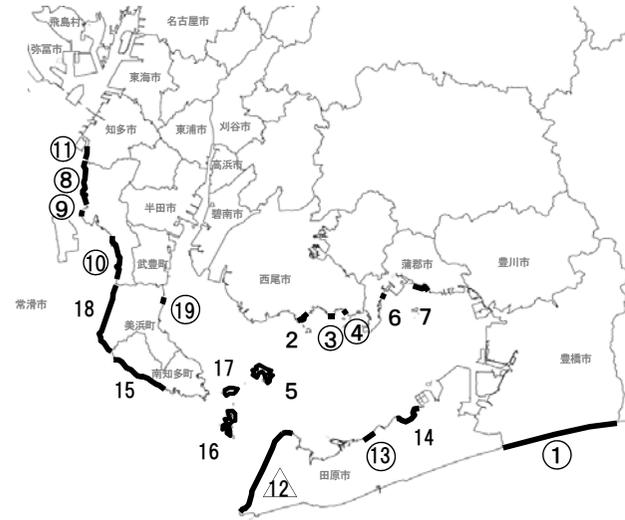
2 今回の計画改定の要点

- (1) 重点区域の追加  
従来の10の重点区域に加え、図のとおり、新たに9海岸を重点区域に追加(合計19海岸)。
- (2) 施策の追加  
海岸漂着物の回収処理に加え、海上漂流物及び海底堆積物の回収・処理を追加。
- (3) その他  
関係市町村へのアンケート調査結果、現地調査結果の更新のほか、所要の字句修正を行った。

3 重点区域設定基準

選定基準第1項目(それぞれの評価基準を満たす)			選定基準第2項目(いずれかの評価基準を満たす)		
項目	評価指標	評価基準	項目	評価指標	評価基準
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性のあるものが漂着している海岸	自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸
				生態系	貴重な動植物の生息にとって重要な海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸	社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸
				経済活動	漁港・漁業、港湾、マリーナとして利用や祭事・観光・保養地等としての利用のある海岸

図 重点区域の指定状況



	重点区域名	所在市町
①	高豊・三川地区	豊橋市
2	吉良地区	西尾市
③	寺部地区	
④	東幡豆地区	
5	佐久島地区	蒲郡市
6	形原地区	
7	蒲郡地区	常滑市
⑧	大野・鬼崎地区	
⑨	りんくう地区	
⑩	常滑・小鈴谷地区	知多市
⑪	新舞子地区	
△	渥美地区	田原市
⑬	宇津江地区	
14	仁崎・白谷地区	南知多町
15	内海・山海地区	
16	篠島地区	
17	日間賀島地区	美浜町
18	美浜地区	
⑰	布土地区	

注1 ○は、今回の改定により重点区域に追加する海岸。  
△は、今回の改定により重点区域を延長する海岸。  
注2 重点区域の追加指定に伴い番号は新たに付け替えた。